

京丹後市指名停止を行った有資格業者の商号等の公表方法等について

1 趣旨

京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成 16 年京丹後市告示第 16 号。以下「措置要綱」という。）第 13 条第 2 項の規定により、市長が指名停止を行った有資格業者の商号等の公表（措置要綱第 14 条において準用する場合を含む。以下「公表」という。）の方法について必要な事項を定めるものとする。

2 公表事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指名停止を受けた有資格業者（以下「指名停止業者」という。）の商号又は名称
- (2) 指名停止業者の主たる営業者の所在地（市区町村名とする。）
- (3) 指名停止の期間及び理由（措置要綱別表の該当号及びその見出し（該当号が別表第 2 第 9 号である場合にあっては、「逮捕、書類送検若しくは起訴又は刑の宣告」又は「極めて重大な反社会的な行為」のうち当該指名停止の理由が該当する事項とする。）

3 公表方法

公表の方法は、2 の公表事項を記載した文書を京丹後市のホームページに掲載して行うとともに、同掲載内容を京丹後市財務部入札契約課に設置の専用機器で閲覧に供するものとする。ただし、指名停止業者が個人事業者である場合においては、当分の間、京丹後市のホームページには同事項を掲載しないものとする。

4 公表期間

公表は、指名停止を行った場合において速やかに開始し、指名停止の期間が満了した日の属する月の末日まで行うこととする。

附 則

この公表方法等は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この公表方法等は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この公表方法等は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。